

答 申 第 9 号

平成 16 年 2 月 9 日

仙台市長 藤 井 黎 様

仙台市個人情報保護審議会

会長 布 田 勉

仙台市個人情報保護条例第 2 2 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 1 5 年 7 月 2 4 日付太保家第 6 4 号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第 1 1 号 「太白区保健福祉センター家庭健康課における , , に係る一切の文書」の一部開示決定及び非開示決定処分に対する異議申立て

(別紙)

答 申

(諮問第11号)

1 審議会の結論

仙台市長(以下「実施機関」という。)が、異議申立人(以下「申立人」という。)の行った個人情報開示請求に対して行った個人情報一部開示決定及び非開示決定について、非開示とされた個人情報のうち、別表の個人情報を非開示としたことは妥当ではなく開示すべきであるが、その余の個人情報を非開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ては、申立人が仙台市個人情報保護条例(平成9年仙台市条例第1号。以下「条例」という。)第13条に基づき、「保健所、福祉事務所における、
、
に係る一切の文書(太白区保健福祉センター家庭健康課に係るもの)」の開示を請求したのに対し、実施機関が平成15年7月10日付で一部開示決定、非開示決定したことについて、その取消しを求めたものである。

3 申立人の主張

申立人が主張した異議申立ての理由は、おおむね異議申立書及び意見書に記載のとおりである。(別添1参照)

4 実施機関の説明

実施機関が行った非開示理由についての説明は、おおむね理由説明書に記載のとおりである。(別添2参照)

5 審議会の判断

(1) 本件対象個人情報について

本件異議申立てに係る対象個人情報は、実施機関に存在する、
、
(以下「本件児童」という。)に係る 保育所入所申込書、 家庭状況等調査票、 児童の措置(措置解除)について、 相談日誌&カード、 こども家庭総合相談票、 母子管理カード、 相談記録(母子)、 児童相談所通告に係る文書に記載された本件児童の個人情報のうち非開示とされた部分である(以下「本件対象個人情報」という。)

なお、本件開示請求及び異議申立ては、本件児童の親権者である法定代理人が行ったものである。

(2) 家庭健康課の行う業務及び本件児童の状況について

家庭健康課では、福祉事務所及び保健所が行う事務のうち、児童の保健福祉に関する事務を担当している。児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）は、児童の保健福祉について、福祉事務所及び保健所が「児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。」、「児童及び妊産婦の福祉に関する事項について、相談に応じ、必要な調査を行い、及び個別的に又は集団的に、必要な指導を行うこと並びにこれらに附随する業務を行うこと。」、「児童の健康相談に応じ、又は健康診査を行い、必要に応じ、保健指導を行うこと。」及び「身体に障害のある児童及び疾病により長期にわたり療養を必要とする児童の療育について、指導を行うこと。」等の業務を行う旨規定しており（同法第 18 条の 2 第 1 項及び第 18 条の 3）、家庭健康課はこれらの規定に基づき、児童の健全育成を目的として、児童の保健福祉に関する相談援助業務（以下「本件相談援助業務」という。）を行っている。

また、本件は、本件相談援助業務を行うなかで本件児童の虐待が疑われたために、児童相談所へ通告し、そのことを端緒として、児童相談所が、家庭裁判所の承認を得て親権者の意に反して児童福祉施設への入所措置を行った事例であり、現在、施設入所の措置は解除されているが、なお、児童相談所による相談援助が継続している状況にある。

以上を踏まえて、本件対象個人情報の非開示事由該当性について検討する。

（3） 条例第 14 条第 1 項第 2 号の該当性について

ア 条例第 14 条第 1 項第 2 号は、「個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等を伴う事務事業に関する個人情報であって、開示をすることにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業の適正な執行に支障が生ずるおそれがあると認められるもの」については非開示とすることができる旨定めたものである。

イ 本件対象個人情報は、実施機関が本件児童について、本件相談援助業務を行うなかで作成し、又は入手したものであり、これらにおける個人情報は、同号に規定する「個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等を伴う事務事業に関する個人情報」に該当すると認められる。

ウ そして、本件対象個人情報が非開示とされるためには、当該個人情報を開示することによって、現在又は将来の本件相談援助業務に支障が生じるおそれがあると認められる場合でなければならない。

エ ところで、実施機関が本件相談援助業務を適正に実施するためには、児童や保護者等の抱える問題の性質や生活環境等について様々な側面から把握しておく必要があり、また、当該事案への相談援助等が長期化する場合には、担当職員に変更等があったとしてもそれまでの経過や現在の家庭状況等を的確に把握し、一貫性のある相談援助等を行っていく必要がある。本件対象個人情報は、そのための重要な資料となるものであって、単なる事実の記載だけではなく、実施機関の所見、評価、今後の指導方針等様々な情報について、担当職員の主観も交え詳細に記載される必要のあるものと認められる。

オ 本件のような事例においては、上記（3）エのような実施機関の所見、評価、今後の指導方針等の記載には、申立人の意に反する記載も少なからず存在するものと認められ、このような情報を開示することとなると、申立人の実施機関に対する不満や不信感を増大させ、児童や保護者等

の抱える問題の性質や生活環境等について様々な側面から把握することを不能とし、今後の本件相談援助業務に支障が生じるおそれがあるものと認められる。したがって、このような情報は条例第 14 条第 1 項第 2 号に該当し、非開示が相当と判断される。

カ なお、この点申立人は、実施機関との信頼関係は既に損なわれていること、現在は実施機関の相談援助等を拒んでいることから、本件対象個人情報が開示されても、実施機関の相談援助業務に支障が生じるということとはできない旨主張している。しかしながら、実施機関は、児童福祉法の規定に基づき、今後とも本件相談援助業務を続けていく意向であり、また、その必要性も認めているところであって、仮に、現在信頼関係が損なわれているとしても、将来にわたって本件相談援助業務が全く行われぬということとはできないから、申立人の主張は採用できない。

キ 次に、本件対象個人情報には、児童相談所をはじめとした関係機関との連絡・調整に係る情報が記載されている。実施機関が本件相談援助業務を適正に行うためには、児童相談所等の関係機関との連携が不可欠と認められる。そして、本件のような事例における児童相談所等の関係機関との連絡・調整の内容には、申立人の意に反するものも少なからず存在するものと認められ、このような情報を開示することは、申立人の実施機関に対する不満や不信感を増大させ、上記(3)オと同様の理由から今後の本件相談援助業務に支障が生じるおそれがあるものと認められる。したがって、このような情報は条例第 14 条第 1 項第 2 号に該当し、非開示が相当と判断される。

ク また、本件対象個人情報の中には、児童相談所が、その相談援助業務のなかで作成した文書が含まれている。児童相談所の相談援助業務も「個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等を伴う事務事業に関する個人情報」に該当すると認められるところ、当該文書に記載された内容が、児童相談所の所見、評価、今後の指導方針等の情報である場合には、上記(3)オと同様の理由から当該児童相談所の相談援助業務に支障を生じるおそれがあるものと認められ、条例第 14 条第 1 項第 2 号に該当し、非開示が相当と判断される。

ケ 以下、非開示とされた文書について、個別に上記(3)オ、キ、クに該当する情報があるかどうか判断する。

保育所入所申込書について

申込みをした児童の家庭の状況、収入等を確認するための文書であり、保護者が提出したもののほか、保育所入所申込児童について保育業務の参考とするために関係機関から収集した情報等が記載されている。そのうち、実施機関が非開示とした部分は、関係機関から収集した情報である「総合評価」、「体験保育記録」及び「体験保育記録のまとめ」である。

「総合評価」についてであるが、これは障害児保育を実施するにあたり、児童相談所（現発達相談支援センター）において の発育状況を専門的見地から評価・診断し、実施機関が収集したものであるが、これについては、別件の個人情報開示請求において、申立人に開示されているものと同と認められるから、非開示とする実益がない。

「体験保育記録」及び「体験保育記録のまとめ」は、障害児保育を実施するにあたり、当該児童が入所した認可保育園において当該児童の発育状況を評価・診断し、実施機関が収集した

ものであって、開示することにより本件相談援助業務に支障が生じるとは認められず、条例第14条第1項第2号に該当しない。

家庭状況等調査票について

保育所を利用している家庭の状況、収入等を確認するための文書であり、保護者が提出したもののほか、保育所入所児童について関係機関から収集した情報等が記載されている。実施機関が非開示とした部分は、「児童相談所との連絡・調整に係る文書」及び「家庭状況等調査票」の「〔メモ〕」欄である。

「児童相談所との連絡・調整に係る文書」は、児童虐待の通告等に係る情報であるから、上記(3)キに該当する情報であると認められる。

「家庭状況等調査票」の「〔メモ〕」欄は、客観的な事実の記載しかなされておらず、本件相談援助業務に支障が生じるとは認められず、条例第14条第1項第2号に該当しない。

児童の措置（措置解除）について

児童相談所が、本件児童について、児童福祉施設への入所措置を行った際及び同施設への入所措置を解除した際に、福祉事務所長あてに通知した文書である。実施機関が非開示とした部分は「事由」欄である。

このうち、平成12年2月28日付「児童の措置について」の「事由」欄には、児童相談所における所見、評価に係る内容が記載されており、これらの記載は、上記(3)クに該当する。

その余の平成12年9月7日付「児童の措置について」及び平成14年3月30日付の「児童の措置解除について」の「事由」欄は、単なる事実の記載であり、本件相談援助業務に支障が生じるとは認められず、条例第14条第1項第2号に該当しない。

なお、申立人は、当該福祉事務所長あて通知の「事由」欄の記載は、申立人あてに通知された文書の「事由」欄と同じ内容が記載されている旨主張しているが、必ずしも同一の内容が記載されているものではない。

相談日誌&カードについて

実施機関においては、家庭児童相談員による児童の養育・発達・家庭での生活・子育て等についての相談業務を行っているが、当該相談業務を行うなかで作成され、又は収集された文書であって、「相談日誌&カード」の本体部分、「家庭健康課内での打合せ資料」、「児童相談所との連絡・調整に係る文書」、「総合評価」及び「平成12年9月20日付事務連絡」で構成され、全て非開示とされている。

「相談日誌&カード」の本体部分は、相談、指導内容、相談員の所見等が日付毎に詳細に記載されており、これらの内容は以後の相談業務を行ううえでの重要な資料となるもので、また、児童相談所等との連絡・調整の内容も記載されており、上記(3)オ及びキに該当する。

「家庭健康課内での打合せ資料」は、「相談日誌&カード」の本体部分の内容の要約等が記載

されており、また、児童相談所等との連絡・調整の内容も記載されていることから、上記(3)オ及びキに該当する。

「児童相談所との連絡・調整に係る文書」は、児童虐待の通告等に係る情報であるから、上記(3)キに該当する情報であると認められる。

「総合評価」は、上記の総合評価と同一の文書と認められる。したがって、非開示とする実益がない。

「平成12年9月20日付事務連絡」は、児童相談所長から申立人あてに出された事務連絡文書の写しであり、既に申立人が所持していると認められるので、非開示とする実益がない。

こども家庭総合相談票

平成13年度より、児童と家庭に係る保健サービスと福祉サービスの総合的な相談窓口としてこども家庭総合相談が開設されたことにより、相談日誌&カードに変わって作成されているものである。「こども家庭総合相談票」の本体部分、「家庭健康課内での打合せの資料」、「児童の措置（措置解除）について」、「児童相談所との連絡・調整に係る文書」、「国民健康保険被保険者証の写し」、「死亡届」及び「申立人宅周辺の地図の写し」で構成され、全て非開示とされている。

「こども家庭総合相談票」の本体部分は、相談、指導内容、相談員の所見等が日付毎に詳細に記載されており、これらの内容は以後の相談業務を行ううえでの重要な資料となるもので、また、児童相談所等の関係機関との連絡・調整の内容も記載されており、上記(3)オ及びキに該当する。

「家庭健康課内での打合せ資料」は、「こども家庭総合相談票の本体部分」の内容の要約等が記載されており、また、児童相談所等との連絡・調整の内容も記載されていることから、上記(3)オ及びキに該当する。

「児童相談所との連絡・調整に係る文書」は、児童虐待の通告等に係る情報であるから、上記(3)キに該当する。

「児童の措置（措置解除）について」は、平成14年7月18日付の「児童の措置について」を除き上記の文書と同一であると認められるところ、平成12年2月28日付の「児童の措置について」の「事由」欄の記載は、上記(3)クに該当する。その余の文書の「事由」欄の記載は、単なる事実の記載であり、本件相談援助業務に支障が生じるとは認められず、条例第14条第1項第2号に該当しない。また、これらの文書の「事由」欄以外の記載は、既に申立人に開示されているもの或いは申立人に渡っているものと同じの内容と認められるから、非開示とする実益がない。

「国民健康保険被保険者証の写し」及び「死亡届」は、申立人（申立人の妻）が実施機関に提出したものであって、非開示とする実益がない。

「申立人宅周辺の地図の写し」は、市販の地図のコピーに申立人の住所等を記載したものであり、非開示とする実益がない。

母子管理カード

実施機関が行っている「1歳6か月児健康診査」「2歳6か月児歯科健康診査」「3歳児健康診査」における本件児童の記録である。医師による児童の健康診査状況及び児童の発達に関する保健師の指導、助言内容等が記載されている。このうち、に係る「母子管理カード」の「記録・問診票貼付」欄及び「3～4ヶ月児教室」の記載の一部には、県乳児院との連絡・調整に係る内容が記載されており、「記録・問診票貼付」欄及び「3～4ヶ月児教室」の当該連絡・調整に係る内容が記載されている部分は、上記（3）キに該当する。その余の記載については、客観的な事実や診査結果等に基づくものであり、医師や保健師の主観的評価が入る余地は少ないと認められることから、開示することにより、本件相談援助業務に支障が生じるとは認められず、条例第14条第1項第2号に該当しない。

相談記録（母子）

実施機関においては、保健師による児童の養育・発達・家庭での生活・子育て等についての相談業務を行っているが、「相談記録（母子）」は当該相談業務を行うなかで作成され又は収集された文書である。「母子相談記録」、「母子管理カード」、「1歳6か月児精密健康診査精神発達判定票」、「平成9年10月21日の記載のある申立人あて文書」、「急性灰白髄炎（ポリオ）予防接種予診票（1回目）」、「結核予防接種個人票」、「家庭健康課での打合せ資料」、「新聞記事」及び「平成12年9月20付事務連絡」から構成されており、全て非開示とされている。

「母子相談記録」は、相談、指導内容、相談員の所見等が日付毎に詳細に記載されており、これらの内容は以後の相談業務を行ううえでの重要な資料となるもので、また、児童相談所等との連絡・調整の内容も記載されており、上記（3）オ及びキに該当する。

「家庭健康課での打合せ資料」は、「母子相談記録」の内容の要約等が記載されており、また、児童相談所等との連絡・調整の内容も記載されていることから、上記（3）オ及びキに該当する。

「母子管理カード」は、上記 の文書の一部の写しである。このうち、 に係る「3～4ヶ月児教室」の県乳児院との連絡・調整に係る記載の部分は、上記（3）キに該当するが、その余の部分は、開示することにより、本件相談援助業務に支障が生じるとは認められず、条例第14条第1項第2号に該当しない。

「1歳6か月児精密健康診査精神発達判定票」は、「母子相談記録」の内容が要約して記載されており、上記（3）オに該当する。

「平成9年10月21日の記載のある申立人あて文書」は、担当保健師から申立人あてに出された連絡文書の写しであり、既に申立人が所持していると認められるので、非開示とする実益がない。

「急性灰白髄炎（ポリオ）予防接種予診票（1回目）」及び「結核予防接種個人票」は、申立人が実施機関に提出したものであり、非開示とする実益がない。

「新聞記事」については、一般紙のコピーであり、非開示とする実益がない。

「平成 12 年 9 月 20 日付事務連絡」は、児童相談所長から申立人あてに出された事務連絡文書の写しであり、既に申立人が所持していると認められるので、非開示とする実益がない。

児童相談所通告に係る文書

児童相談所への虐待通告に係る内容の文書であり、上記（3）キに該当する。

（4） 条例第 14 条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 6 号の該当性について

ア 実施機関は、本件対象個人情報について、条例第 14 条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 6 号にも該当する旨主張しているが、本件対象個人情報のうち、上記（3）において、既に条例第 14 条第 1 項第 2 号に該当すると認められたものについては、同項第 1 号、第 3 号及び第 6 号の該当性について判断する必要はない。また、上記（3）において、非開示とする実益がないと認められたものについては、改めて同項第 1 号、第 3 号及び第 6 号の該当性を判断するまでもなく、開示が相当と認められる。

イ したがって、以下においては、その余の本件対象個人情報、すなわち、「体験保育記録」、「体験保育記録のまとめ」、「家庭状況等調査票」の「〔メモ〕」欄、平成 12 年 9 月 7 日付及び平成 14 年 7 月 18 日付の「児童の措置について」の「事由」欄、平成 14 年 3 月 30 日付「児童の措置解除について」の「事由」欄並びに「母子管理カード」()に係る「母子管理カード」の「記録・問診票貼付」欄及び「3～4 ヶ月児教室」の県乳児院との連絡・調整に係る記載の部分を除く。)(以下「検討対象個人情報」という。)について検討する。

ウ 条例第 14 条第 1 項第 1 号は、「法令等の定めにより、本人に対しても開示をすることができないものとされている個人情報」については非開示とすることができる旨定めたものである。

エ 検討対象個人情報について、本人に対し開示することを禁ずる法令等の規定は存在せず、条例第 14 条第 1 項第 1 号には該当しない。

オ 条例第 14 条第 1 項第 3 号は、「本市又は国等が行う調査、争訟、交渉、監督、検査等を伴う事務事業に関する個人情報であって、開示をすることにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業の適正な執行に支障が生ずるおそれがあると認められるもの」については非開示とすることができる旨定めたものである。

カ 検討対象個人情報が、仮に同号に規定される調査、争訟、交渉、監督、検査等を伴う事務事業に関する個人情報であるとしても、当該情報を開示することにより、実施機関の行う当該事務事業の適正な執行に支障が生じるおそれがあるとは認められない。したがって、条例第 14 条第 1 項第 3 号には該当しない。

キ 条例第 14 条第 1 項第 6 号は、「開示をした者以外の第三者に関する個人情報であって、開示をすることにより当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められるもの」については非開示とすることができる旨定めたものである。

ク 検討対象個人情報のうち、同号に該当する可能性のあるものは、「体験保育記録」及び「体験

保育記録のまとめ」である。「体験保育記録」及び「体験保育記録のまとめ」は、
が入所した認可保育園において当該児童の発育状況を評価・診断したものであって、当該認可保育園の情報であるということが出来るが、当該評価・診断の内容は、客観的事実に基づくところが多く主観的要素の入る余地は少ないと認められる。また、これらの評価・診断情報が、当該認可保育園のノウハウに係るものとも認められないことから、開示により当該認可保育園の正当な権利利益を侵害するおそれがあるとは認められず、条例第 14 条第 1 項第 6 号には該当しない。

(5) 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

別表

	非開示とすることが妥当でない部分
保育所入所申込書	<ul style="list-style-type: none"> に係る「総合評価」 に係る「体験保育記録」 に係る「体験保育記録のまとめ」
家庭状況等調査票	<ul style="list-style-type: none"> に係る「家庭状況等調査票」の〔メモ〕欄 に係る「家庭状況等調査票」の〔メモ〕欄
児童の措置（措置解除）について	<ul style="list-style-type: none"> 平成 12 年 9 月 7 日付 に係る「児童の措置について」の「事由」欄 平成 12 年 9 月 7 日付 に係る「児童の措置について」の「事由」欄 平成 14 年 3 月 30 日付 に係る「児童の措置解除について」の「事由」欄 平成 14 年 3 月 30 日付 に係る「児童の措置解除について」の「事由」欄
相談日誌 & カード	<ul style="list-style-type: none"> に係る「総合評価」 平成 12 年 9 月 20 日付「事務連絡」
こども家庭総合相談票	<ul style="list-style-type: none"> 平成 12 年 2 月 28 日付 に係る「児童の措置について」のうち「事由」欄以外の部分 平成 12 年 9 月 7 日付 に係る「児童の措置について」 平成 12 年 9 月 7 日付 に係る「児童の措置について」 国民健康保険被保険者証の写し 平成 14 年 3 月 30 日付 に係る「児童の措置解除について」 平成 14 年 3 月 30 日付 に係る「児童の措置解除について」 平成 14 年 7 月 18 日付 に係る「児童の措置について」 に係る「死亡届」 申立人宅周辺の地図の写し
母子管理カード	<ul style="list-style-type: none"> に係る「母子管理カード」 に係る「母子管理カード」 に係る「母子管理カード」のうち「記録・問診票貼付」欄、「3~4 ヶ月児教室」欄の県乳児院との連絡・調整に係る記載以外の部分
相談記録（母子）	<ul style="list-style-type: none"> に係る「母子管理カード」 平成 9 年 10 月 21 日の記載のある申立人あて文書

	<ul style="list-style-type: none">・ に係る「急性灰白髄炎（ポリオ）予防接種予診票（１回目）」・ に係る「結核予防接種個人票」・ に係る「母子管理カード」のうち、「３～４ヶ月児教室」欄の 県乳児院との連絡・調整に係る記載以外の部分・ H12.12.26の「新聞記事」・ に係る「母子管理カード」・ 平成12年9月20日付「事務連絡」
--	--

審 議 会 の 処 理 経 過

(諮問第 1 1 号)

年 月 日	内 容
平成 15 . 7 . 24	・ 諮問を受けた
15 . 8 . 29	・ 実施機関（太白区保健福祉センター家庭健康課）から理由説明書を受理した
15 . 9 . 5	・ 異議申立人から意見書（ 1 ）を受理した
15 . 9 . 11 （平成 15 年度 第 6 回審議会）	・ 諮問の審議を行った
15 . 10 . 2 （第 7 回審議会）	・ 実施機関（太白区保健福祉センター家庭健康課）から意見を聴取した ・ 異議申立人から意見を聴取した ・ 諮問の審議を行った
15 . 10 . 27	・ 異議申立人から意見書（ 2 ）を受理した
15 . 10 . 29	・ 異議申立人から意見書（ 3 ）を受理した
15 . 12 . 1 （第 9 回審議会）	・ 諮問の審議を行った
平成 16 . 1 . 26 （第 11 回審議会）	・ 諮問の審議を行った